

特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた 工業製品製造業共通行動規範

第1章 総則

第1条 日本の工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）における特定技能外国人（以下「製造業分野特定技能外国人」という。）の適正かつ円滑な受入れを実現するため、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」とする。）、製造事業者団体及び製造業分野特定技能外国人の受入企業（以下「受入企業」という。）は、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。

第2条 本法人、製造事業者団体及び受入企業は、製造業分野特定技能外国人の受入れに当たり、協力して、出入国管理関係法令、労働関係法令等の関係法令を遵守し、製造業分野特定技能外国人の人権の尊重及び適正な雇用環境の確保を推進する。

第3条 本法人、製造事業者団体及び受入企業は、製造業分野特定技能外国人の受入れの前提として、協力して、製造業分野における生産性向上及び国内における人材確保のための取組を最大限推進する。

第4条 本法人、製造事業者団体及び受入企業は、製造業分野特定技能外国人が脆弱な立場に陥りやすいことを踏まえ、苦情処理メカニズムを含む救済の必要性も認識した上で、強制労働等により製造業分野特定技能外国人の人権が侵害されないように協力する。

第5条 本法人、製造事業者団体及び受入企業は、製造業分野特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で製造業分野特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

第6条 本法人、製造事業者団体及び受入企業は、製造業分野特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化及び慣習を尊重し、製造業分野特定技能外国人、工業製品製造業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

第7条 定款第4条に規定する事業の実施及び本規範の適用に当たっては、全ての会員は平等に扱われるものとする。

第2章 受入企業（雇用者）の責務

第8条 受入企業は、雇用している従業員に対する賃上げに本法人が求める水準・方法で取り組む等、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行う。

第9条 受入企業において製造業分野特定技能外国人を受け入れる、及び受け入れようとする事業所は、継続して、本法人の構成員となり、本規範を遵守する。

第10条 受入企業は、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」において協議が調った事項に関する措置を講ずる。

第11条 受入企業は、本法人又は経済産業省が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行う。

第12条 受入企業は、製造業分野特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施する。

第13条 受入企業は、特定技能雇用契約に基づき製造業分野特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該製造業分野特定技能外国人からの求めに応じ、当該製造業分野特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付する。

第14条 受入企業は、製造業分野特定技能外国人に不適切な費用を負担させる等の悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除を徹底し、法令を遵守した適切な職業紹介事業者、登録支援機関等の活用を行う。

第15条 受入企業は、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。

第16条 受入企業は、製造業分野特定技能外国人の雇用に際し、契約締結時に、当該製造業分野特定技能外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結するとともに、職場でのルール等について多言語ややさしい日本語等、製造業分野特定技能外国人が理解しやすい方法で伝えるよう努めるものとする。

第17条 受入企業は、職場における差別を排し、製造業分野特定技能外国人が報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いを受けない就労環境を確保する。

第18条 受入企業は、社内及び現場において、製造業分野特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

第19条 受入企業は、労働安全衛生の重要性を認識し、文化及び言語が異なる製造業分野特定技能外国人の背景事情に配慮した労働安全衛生の向上を図る。

第20条 受入企業は、製造業分野特定技能外国人の資質や希望に応じて、製造業分野特定技能外国人が日本又は出身国で活躍することができるよう人材育成をする。

第21条 受入企業は、製造業分野特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、日本語能力の向上への配慮を含め、日常生活上及び社会生活上の支援を行う。

第22条 受入企業は、特定技能制度への理解を深め、雇用する製造業分野特定技能外国人の法令遵守に必要な情報提供を行い、人権の尊重及び適正な雇用環境の確保を推進する。

第23条 受入企業は、本法人が定める会費を負担するものとする。

第3章 製造事業者団体の責務

第24条 製造事業者団体は、本法人が定款第4条に規定する事業を実施するに当たり必要な協力を行う。

第4章 実効性確保措置

第25条 本法人は、受入企業が本規範に違反した場合、必要な指導を行うことができる。

第26条 本法人は、受入企業が本規範に関して違反を繰り返し、改善が見られない場合は、関係機関への通報、本法人からの除名その他必要な措置を講じることができる。

第27条 本法人は、本規範の定める製造業分野特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に当たっては、必要に応じ、経済産業省、法務省その他関係機関と連携する。